

説明会だより

令和元年10月11日
奈良市子ども政策課



平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
令和元年9月19日（木）に開催いたしました、保護者説明会及び、その後実施させていただいたアンケートでのご質問事項についての回答をまとめましたので、当日の説明内容の概要とともにお配りさせていただきます。

1 当日の説明内容について

(1) 飛鳥幼稚園の再編方針について

- 飛鳥幼稚園を令和2年度末まで現状の園運営を継続した後、隣接する極楽坊保育園が幼保連携型認定こども園へ移行し、飛鳥幼稚園在園児及び地域の1号認定の受け皿を確保することにより、地域の中心的な教育・保育施設としての役割を担っていただくこととして、取組みを進めます。

(2) 今後のスケジュールについて

- 方針の公表（しみんだより10月号にも掲載）
- 飛鳥幼稚園と極楽坊保育園との合同保育会議を行っていき、定期的な交流をもっと色濃くできるよう取り組んでいきます。

(3) 私立認定こども園移行にあたっての定員・制服等の検討事項について

- 以前にいただいていた保護者からの疑問・ご質問に関して、極楽坊保育園（以下、法人）へ、確認を行いました。回答内容については、当日（令和元年9月19日）の説明会資料をご覧ください。
- これからも、アンケート等を通じて、保護者の方の疑問・ご質問を把握し、法人側へ確認、随時回答いただく取組みをしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

2 いただいた主なご質問等と市及び法人の考え方について

Q1 1号認定について、地域の子どもが入れないのではないかと心配です。

A1 （法人）・・・定員については、奈良市から飛鳥小学校区の児童数等を提供いただき、検討をしています。もし、定員を超えた申込みがあった場合は、2号認定の充足率等を見ながら、地域の子どもが入園できないことがないようにできるだけ柔軟に対応していきたいと考えています。

（奈良市）・・・市立こども園の場合でも定員設定がある以上は、必ず入園を保障することはできませんが、できる限り地域の子どもが入園できないことがないように配慮をお願いしています。なお、入園優先としても飛鳥小学校区を最優先とすることも法人にはお伝えしています。

Q2 こども園になって預かり時間が増えると1号認定のニーズが増えるのではないですか。

A2 （奈良市）・・・10月から開始された幼児教育の無償化の影響で、1号認定ニーズが増加するのか、2・3号認定のニーズが増加するのか、ニーズがどのように変化していくのか、予測が難しく、動向を注視しているところです。

Q3 基本的に極楽坊保育園舎を活用するとのことであるが、極楽坊保育園舎だけで運営できるのですか。また、飛鳥幼稚園の土地はどうなるのですか。

A3 (法人)・・・法人の考え方として、現在の飛鳥幼稚園の在園児を受け入れることは、極楽坊保育園舎の保育室の面積を考えても十分可能ですが、今後こども園になり、検討している定員どおりに充足していく場合は、飛鳥幼稚園舎も活用する必要が出てくると思います。ただし、改修であったり、給食の搬入方法を検討したり、課題も多くありますので、引き続き協議していきたいと考えています。

(奈良市)・・・飛鳥幼稚園の土地については、借地ですので、取扱いについては、奈良市の意向だけでは決められず、土地所有者とも協議を行う必要があります。現在も調整を行っています。できるだけ早く活用方法を示せるよう、土地所有者・法人・奈良市で協議を進めていきたいと考えています。決まりましたら、改めてご報告させていただきます。

Q4 飛鳥幼稚園に4歳児で入園し、5歳児クラス進級時に私立こども園へ移行した際は、改めて入園式はあるのですか。

A4 (法人)・・・現在の極楽坊保育園でも4月入園の園児については、入園式を行っています。こども園に移行しても、3歳児、4歳児の1号認定で新たに入園される園児は入園式を行う方向で考えていますが、5歳児クラス進級時にこども園へ移行した園児については、特に改めて入園式を行うことは現段階では考えていません。

(奈良市)・・・公立でも、新たに入園される園児については、入園式を行っています。再編により4歳児で入園されて、5歳児進級時に通園する園が変わっても、改めて入園式を行うことはしていません。

Q5 飛鳥幼稚園でされている園庭開放(14時～15時)は私立こども園へ移行しても引き続き行っていただきたいです。できれば、飛鳥幼稚園の敷地で。

A5 (法人)・・・飛鳥幼稚園でされている園庭開放については、飛鳥幼稚園の園庭を引き続き活用できるのであれば、そのスペースを使って行うことは可能です。極楽坊保育園園庭での場合は、午睡する園児に配慮しながら、可能かどうか検討していきたいと考えています。

(奈良市)・・・園庭開放については、市立こども園では午睡への配慮など個々の園の状況により、各園の判断で、実施している園としていない園があります。なお、飛鳥幼稚園の敷地については、A3にもあるように借地ですので、その課題を解決するため調整を進めていきたいと考えています。

Q6 1号認定で預かり保育を利用する場合、昼寝はさせたくないと思うのですが、それは可能ですか。

A6 (法人)・・・現在の極楽坊保育園では、基本的に全員午睡の時間を取っていますが、早い時間帯にお迎えが来ることがわかっている園児については、午睡はせず、お迎えが来るまで起きて待機している場合もあります。また、5歳児になりますと小学校へ上がるための慣れとして、9月以降は午睡をしていません。

1号認定の預かり保育についても、継続的に預かり保育を使用される場合と、たまに預かり保育を利用される場合いずれも、基本的には今までの極楽坊保育園と同じ、午睡の時間を設定させていただくことになるとは思います。現場の先生方と相談しながら、詳細については検討していきたいと考えています。

なお、布団については、リースで借りるか、各家庭で持参いただくかになります。

Q7 1号認定の預かり保育について、無償化の対象とはならないのですか。

A7 (奈良市)・・・1号認定の預かり保育について、日額450円、月額最大11,300円までは無償化の対象となります。ただし、保育の必要性の認定(新2号認定)を受ける必要があり、認定を受けていない方は無償化の対象とはなりませんので、注意して下さい。なお、預かり保育料の料金は各施設によって異なります。

Q8 給食費は、副食費として月額5,500円を徴収予定とのことですが、国は副食費を月額約4,500円と示しています。約1,000円ほど高いのですが、どうしてですか。

A8 (法人)・・・副食費の5,500円というのは、現在の極楽坊保育園の副食費でおやつ代も含まれた金額を示しています。新たに受け入れる1号認定の副食費については、副食費からおやつ代を差し引いた金額に設定することになるとお考え下さい。

(奈良市)・・・給食費については、国の基準として、副食費4,500円、主食費3,000円、合計7,500円と示しておりますが、実際には各施設で給食提供にかかる費用を算出し、徴収することになっているため、各施設により料金は異なります。

Q9 給食費について、第3子以降は副食費は免除と記事で見たのですが、私立こども園に移行しても適用されますか。

A9 (奈良市)・・・給食の副食費の免除についてですが、第3子以降の子どもについては、公立であっても私立であっても免除の対象となります。ただし、多子の算定基準は、年収360万円未満の家庭については、年齢にかかわらず対象ですが、年収360万円相当以上の家庭につきましては、1号認定は小学校第3学年修了前、2・3号認定については、小学校就学前の子どもが対象となります。

例えば、1号認定の場合、長男が小学3年生、次男が幼稚園年長、三男が幼稚園年少で入園される場合は、三男は副食費免除の対象ですが、長男が小学4年生に進級した際は、長男は多子の算定基準には含まれなくなり、三男は副食費の免除対象からは外れることとなります。

飛鳥幼稚園の再編に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)

(担当) 中野 ・ 小寺

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[飛鳥幼稚園の再編に関する市のホームページ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1565834050473/index.html>

